

大分市告示第 546 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 4 年 10 月 28 日

大分市長 佐藤 樹一郎



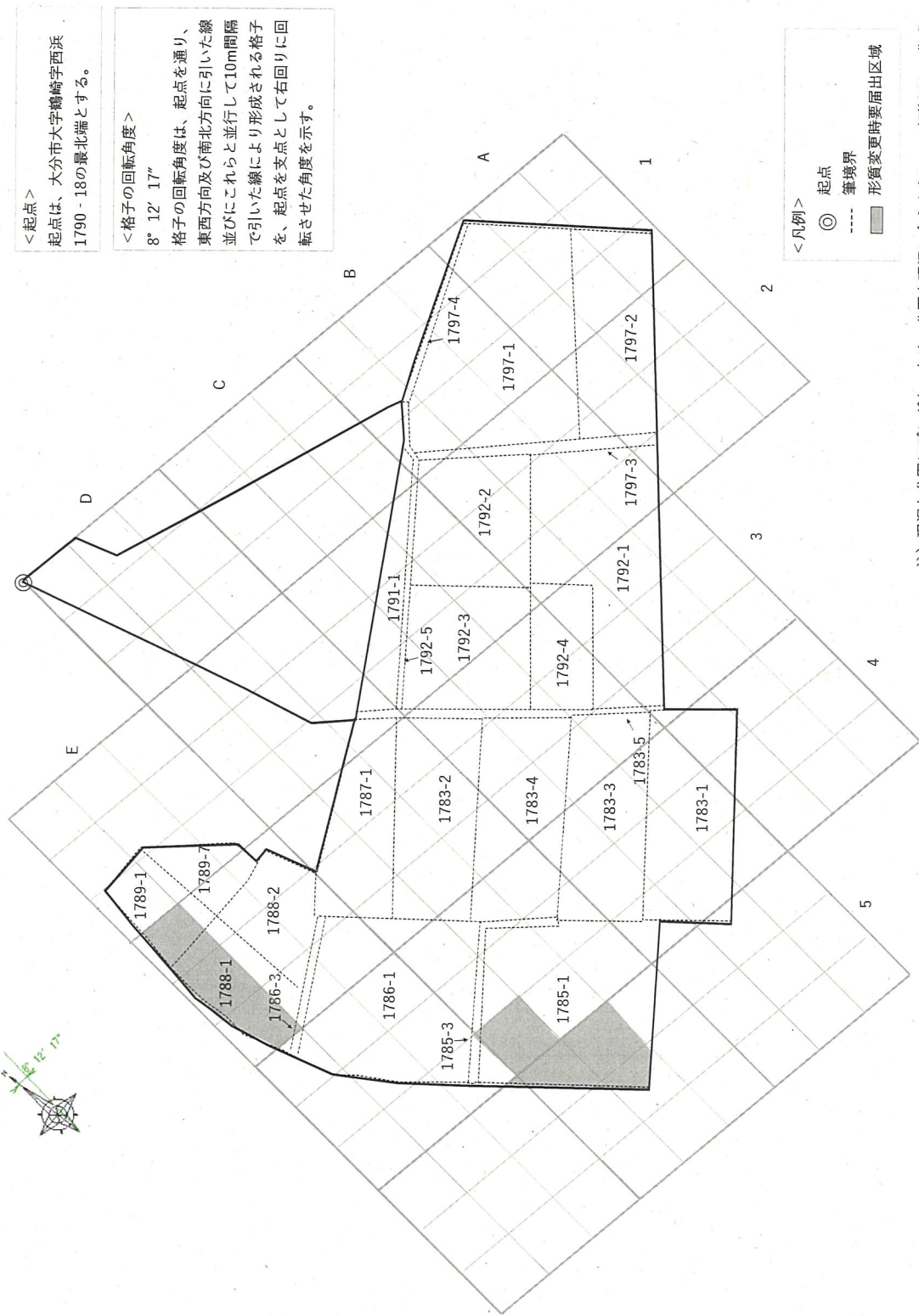
1. 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大分市大字鶴崎字西浜 1789 - 1 の一部、1788 - 1 の一部、1786 - 3 の一部、1785 - 3 の一部、1785 - 1 の一部）

2. 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



<起点>
 起点は、大分市大字鶴崎字西浜
 1790 - 18の最北端とする。

<格子の回転角度>
 8° 12' 17"
 格子の回転角度は、起点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた線
 並びにこれらと並行して10m間隔
 で引いた線により形成される格子
 を、起点を支点として右回りに回
 転させた角度を示す。

<凡例>
 ◎ 起点
 ---- 筆境界
 ■ 形質変更時要届出区域

注) 現況と公図にズレがあったため、公図を現況に合うように、一部修正して作成。